

議事要旨(1) 「会計上の変更及び過去の誤謬に関する検討状況の整理(案)」について

新井常勤委員(専門委員長)及び五反田屋専門研究員より、過年度遡及修正専門委員会における検討状況について、「検討の整理」の文案のうちの前回の委員会からの修正点を中心に説明が行われた。なお、本検討の整理等は、本日、公表議決を予定している旨の説明があった。説明の概要は以下のとおりである。

- ・ 前回の委員会において、遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱いのうち、当期の期首時点で遡及適用の累積的影響額が算定できない場合の取扱いについては、年度内の首尾一貫性の議論とは別次元の、比較情報のための情報に関する例外的な場合の定めであるため、新しい会計方針を将来に向かって適用するタイミングは、実行可能な最も古い期間の「期首時点から」ではなく、「遡及できる日から」とすべきではないかという意見があった。専門委員会で検討の結果、当年度の以降の財務諸表において原則的な遡及処理を行った場合とのかい離をできるだけ小さくすることを比較情報の年度内の首尾一貫性に優先させ、国際的な会計基準と同様に、「実行可能な最も古い日」から将来に向けて適用を行うよう修正している。なお、遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱いに関しては、結論の背景において、部分的な遡及適用が可能な場合と、部分的な遡及適用もできない場合の取扱いの相違が明確になるよう、記述を追加している。
- ・ 前回の委員会において、同一の期間に複数の会計方針の変更を行った場合に、実務上可能な範囲で内容別に注記を行うとした規定について、国際的な会計基準にもない規定であり、削除すべきではないかという意見があったが、論点整理に寄せられたコメントに対応したものであり、会計方針の変更の注記を内容別に注記することとなっていることとの関係を踏まえると、この規定はあった方が望ましいと考えられるため、変更していない。
- ・ 未適用の会計基準の注記については、その影響に関する規定について、前回の委員会の意見を踏まえて、結論の背景も含め、より概括的な表現に変更している。
- ・ 設例2(会計方針の変更(遡及適用の原則的な取扱いが実務上困難な場合))の注記について、当期の財務諸表に対する影響額を追記している。
- ・ コメント募集について、コメントの募集期間を20日ほど延長し、9月19日とした。
- ・ 前回の委員会で意見を踏まえ、適用時期に関する考え方をコメント募集の「その他」に追記している。

説明に対する委員等からの主な質問及び事務局からの回答は以下のとおりである。

- ・ 会計方針の変更の影響額に関する注記のうち、「影響を受ける財務諸表の主な表示項目及び1株当たり情報に対する影響額」という表現が、主な表示科目に対する影響額も求めている点が明確になるように修正した上で、コメント募集でも本文と同じ表現で記載した方がよいという意見があった。事務局からは、字句の修正を検討するとの回答があった。
- ・ 会計方針の変更の設例について、売上原価に与える影響額が記載されているが、棚卸資産への影響額により明らかであるという意見があった。事務局からは、この設例において売上原価は会計方針の変更による直接影響を受ける科目であり重要であるという指摘があったことや、これを削除すると、段階利益への影響額のみが記載された例となってしまうこともあり、この部分は残しているとの回答があった。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- ・ 範囲について、本検討状況の整理の取扱いに関する対象会社及び対象とする財務諸表は何か、質問があった。事務局からは、当委員会の公表する他の会計基準等と同様に、原則として全ての会社の連結財務諸表・個別財務諸表が適用対象となるとの回答があった。また、本検討状況の整理の取りまとめにあたっては、個別財務諸表に関する適用上の論点については特に検討を行い、その上で個別財務諸表上の適用に関する特段の定めは設けないこととしているので、その議論の経緯を結論の背景に記載している旨、合わせて回答があった。
- ・ 遡及適用について、「原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱い」が定められているが、「原則的な取扱い」は基本的に会社設立時から遡及適用するということか、また、これが実務上不可能な場合、遡及適用の開始時期はどうなるのか、質問があった。事務局からは、原則としては最も古い期間からの遡及となるが、実務的には重要性の原則が考慮されるのではないかとの回答があった。また、当期の期首時点の累積的影響額の算定の可否により、部分的に遡及適用を行う場合と、遡及適用せずに実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する場合とに扱いが分けられ、後者の場合は部分的な遡及適用にも該当しない取扱いとなるとの回答があった。

審議の後、採決が行われ、字句修正については委員長に一任する前提として、出席者全員の賛成により、本検討状況の整理の公表が承認された。

以 上